


水質検査成績書

第 24-13409 号

依頼者 天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地113
天塩町長 吉田 忠 様

2025年 01月 09日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水			区分				簡易水道		
採水年月日	2025年01月09日	時間	11時08分	天候	前日	曇	当日	雪		
施設名	天塩町簡易水道 (泉源産土地区)									
水源名称	地下水									
採水地点	振老配水ポンプ場									
採水者	阿部 憲 慎			所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター					
気温	0.8 °C		水温	6.5 °C		残留塩素	0.4 mg/L			
No.	項目名	結果	値	水質基準		検査方法		定量下限値		
01	一般細菌	0	1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。		標準寒天培地法		-		
02	大腸菌	不検出		検出されないこと。		特定酵素基質培地法		-		
03	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<0.03	mg/L	10mg/L以下であること。		イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)		0.03		
04	鉄及びその化合物	<0.01	mg/L	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。		ICP法		0.01		
05	塩化物イオン	18.3	mg/L	200mg/L以下であること。		イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)		0.2		
06	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	<0.3	mg/L	3mg/L以下であること。		全有機炭素計測定法		0.3		
07	pH値	7.2		5.8以上8.6以下であること。		ガラス電極法		-		
08	味	異常なし		異常でないこと。		官能法		-		
09	臭気	異常なし		異常でないこと。		官能法		-		
10	色度	<1	度	5度以下であること。		透過光測定法		1		
11	濁度	<0.1	度	2度以下であること。		積分球式光電光度法		0.1		
		以下余白								
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)									
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。									
検査期日	2025年 01月 09日 ~ 2025年 01月 16日									
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴 浩									
 2025年 01月 16日			水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター							



1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。



水質検査成績書

第 24-13407 号

依頼者 天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地113

天塩町長 吉田 忠 様

2025年 01月 09日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種 別		浄水			区 分				簡易水道				
採水年月日	2025年01月09日	時間	10時05分	天 候	前日	曇	当日	雪					
施設名	天塩町簡易水道 (雄信内地区)												
水源名称	地下水(深井戸水)												
採水地点	天塩町役場 雄信内支所												
採水者	阿 部 憲 慎			所 属								一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	
気温	-0.1 °C			水温			6.8 °C			残留塩素		0.3 mg/L	
No.	項 目 名	結 果 値		水 質 基 準			検 査 方 法		定 量 下 限 値				
01	一般細菌	0	1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。			標準寒天培地法		-				
02	大腸菌	不検出		検出されないこと。			特定酵素基質培地法		-				
03	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<0.03	mg/L	10mg/L以下であること。			イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)		0.03				
04	鉄及びその化合物	<0.01	mg/L	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。			I C P 法		0.01				
05	塩化物イオン	18.6	mg/L	200mg/L以下であること。			イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)		0.2				
06	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.7	mg/L	3mg/L以下であること。			全有機炭素計測定法		0.3				
07	pH値	7.6		5.8以上8.6以下であること。			ガラス電極法		-				
08	味	異常なし		異常でないこと。			官能法		-				
09	臭気	異常なし		異常でないこと。			官能法		-				
10	色度	<1	度	5度以下であること。			透過光測定法		1				
11	濁度	<0.1	度	2度以下であること。			積分球式光電光度法		0.1				
		以下余白											
検 査 方 法		平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)											
判 定		上記の検査項目については水質基準に適合する。											
検 査 期 日		2025年 01月 09日 ~ 2025年 01月 16日											
検 査 責 任 者		試験検査部部长 横山 貴浩											
 2025年 01月 16日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター											

1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
 2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。